

余裕期間設定工事についてQ & A

Q 1 余裕期間設定工事で、余裕期間を取らないこと（契約締結日を工事開始日とする）はできるのですか。

A 1 工事開始日は、受注者が任意に選定できますので、余裕期間のない工事開始日を選定することも可能です。この場合においては、【別記様式】「工事開始日選定等通知書」の工事開始日欄に、契約締結日を記載してください。

Q 2 入札公告の時に余裕期間の日数は分かるのですか。

A 2 入札公告の時には、余裕期間の日数は確定しません。工事開始期限日及び工期のみが明らかとなります。

Q 3 契約保証の保証会社との手続に変更があるのですか。

A 3 余裕期間設定工事においても、保証契約の発効日（通常は契約締結日）から工期末までが保証期間となる場合もありますが、保証会社により取扱いが異なりますので、保証契約を予定している保証会社にご確認ください。

Q 4 契約締結後に工事開始日の変更をすることができますか。

A 4 工事開始期限日までの間において工事開始日の変更は可能です。しかし、契約の変更が必要になるため、新たな工事開始日及び工期を記載した工事開始日選定等通知書を監督員に提出し、協議した後に契約の変更を行います。併せて、契約保証等、必要な変更も行って下さい。

Q 5 配置予定技術者を工事開始日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできるのですか。

A 5 現場代理人等選任届に記載された配置予定技術者を当該工事に配置することが原則です。

しかし、病休、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。この場合は、一般競争入札（条件付）公告共通事項（建設工事）及び公告の配置予定技術者に係る要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の資格、実績等を有する他の技術者を当該工事に配置しなければなりません。

なお、工事開始日以後、配置予定技術者が当該工事に配置できない場合は、当該契約を解除するとともに、倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあります。

Q 6 契約後10日以内にCORINSに登録しないとイケないのですか。

A 6 契約締結後10日以内にCORINSに登録しなければなりません。

Q 7 CORINSの契約工期はどのように入力すればいいですか。

A 7 CORINSに登録する「契約工期」には、余裕期間及び工期を含む全期間（契約日から終期日）を入力し、「余裕期間の有無」にチェックを入れて下さい。ただし、「実工期」及び、業務に配置する技術者の「従事期間」には工期（工事開始日から終期日）を入力して下さい。

Q 8 余裕期間内は、現場での測量もできないのですか。

A 8 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置が不要であり、資機材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行うことはできません。したがって、現場における工事の準備行為である測量も、行うことはできません。ただし、現場に搬入しない資機材等の準備は、受注者の責任において行うことができます。

Q 9 余裕期間内は、下見等のための現場への立入りもできないのですか。

A 9 工事の準備行為に当たらない現場の下見や電話、水道事業者等の関係機関、地元住民との協議のための立入については、工事開始日までの間は、発注者（監督員）と協議の上、行ってください。

Q 10 余裕期間内に前払金の請求はできますか。

A 10 前払金の請求ができるのは、工事開始日（工期の始期）以降となりますので、余裕期間内は前払金の請求はできません。

Q 11 工事開始日以降すぐに現場に着手しなければならないのですか。

A 11 工事開始日と工事着手日は異なります。工事開始日より配置予定技術者の配置は必要になりますが、工事の着手は工事開始日より岡山県土木工事共通仕様書に定められた着手までの期間内に行えば問題ありません。